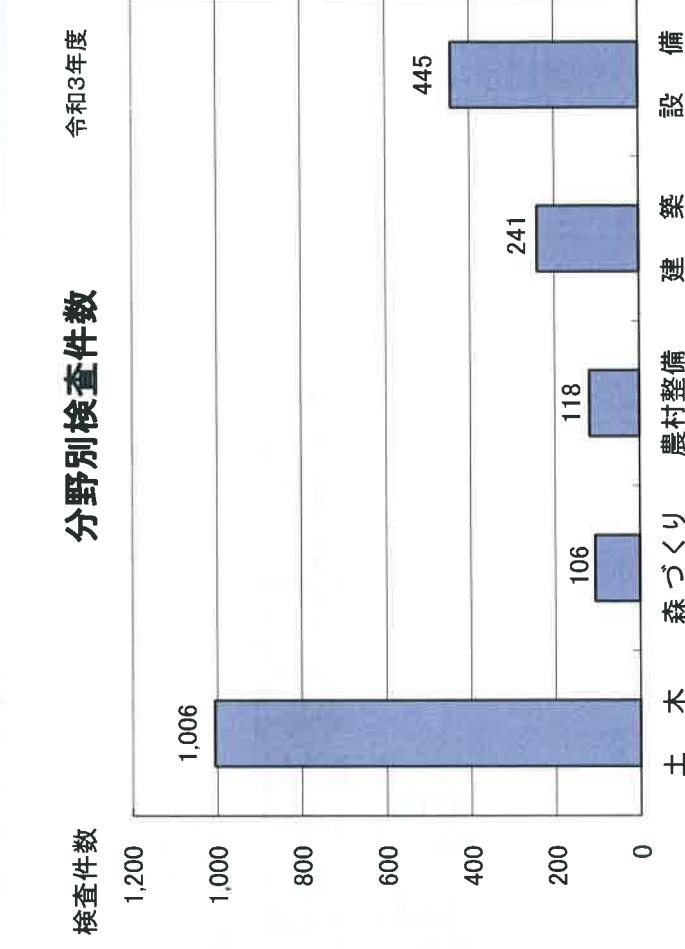


令和4年度 埼玉県土木施工管理技士会様 研修資料

総合技術センター 土木工事検査担当

令和3年度 建設工事検査状況

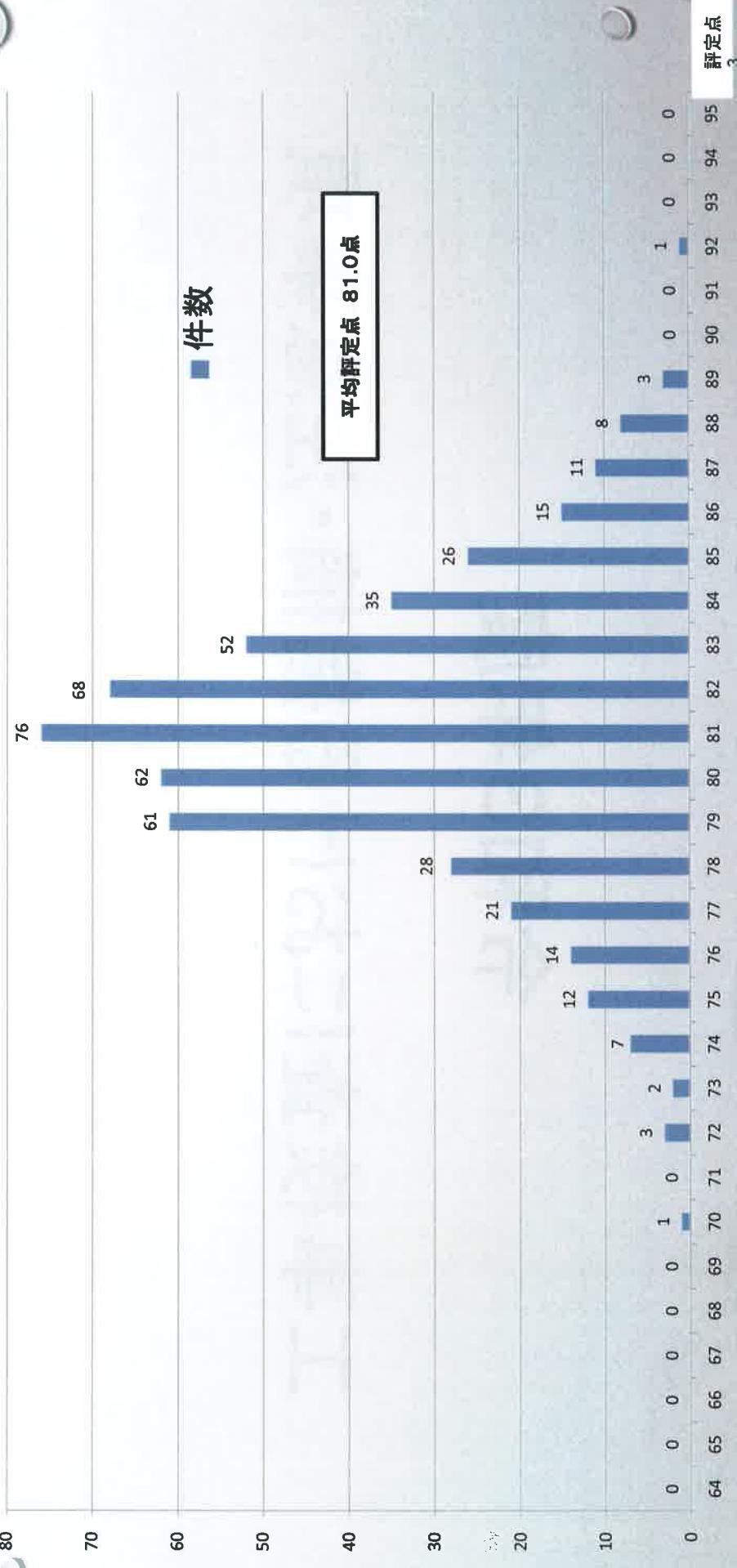


区分	中間	完成	計(件)	割合	完成検査請負額 (億円)
土木	490	516	1,006	52.5%	400
森づくり	48	58	106	5.5%	19
農村整備	65	53	118	8.3%	32
建築	131	110	241	12.6%	119
設備	232	213	445	23.2%	156
計	966	950	1,916	100%	726

注:工事検査員(兼務検査員及び総合評価担当等を含む。)が対応したもの。部分払検査は、中間検査に含む。

令和3年度 工事成績分布図（土木工事 506件）

工事検査員実施



令和3年度 工事検査における指摘・注意事項

工程表

工程表に中間検査予定日、完成検査予定日が記載されていない。

根拠・事例等

【共通仕様書 様式編（契約約款3条関係）様式2号】

中間検査予定日、完成検査予定日を踏まえ適切に工程管理を行う。
工事工程表の様式に「中間検査、完成検査予定日を記載すること」となっている。（H31.4.1改定）

CORINSへの登録

契約後(または、変更があつた日から)土日・祝日を除き10日以内に登録されていなければ登録したことを確認できない。または、登録を失念している。

根拠・事例等

【共通仕様書 1-1-1-7 CORINSへの登録】

受注時、変更時ににおいて監督員の確認を受け、土日・祝日を除き
10日以内に登録しなければならない。

※工事完成間際の変更を除き、工事請負代金のみの変更でも登録
する必要がある。(R2.7.1改定)

下請負人通知書、施工体制台帳・施工体系図

下請工事の完成検査を実施していない。書面や写真で確認できない。引き渡しが確認できない。または、各書面に不備がある。

根拠・事例等

【建設業法第24条の4(検査及び引渡し)】

元請負人は、下請負人から請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、完成を確認するための検査を完了しなければならない。

【建設工事標準下請契約款 第27条】

下請負人は、工事が完成した時は、その旨書面をもつて元請負人に通知する。下請負人が書面をもつて引き渡しを申し出た時には、直ちに工事目的物の引き渡しを受ける。

【事例】下請負人からの完成通知書がない。写真や出来形等の記録がない。検査時期が遅い。黒板で日付が確認できない。各書面の日付が整合していない。各書面に下請負人の名稱が記載されていない。⁷

下請人通知書、施工体制台帳・施工体系図

溶製作工(溶接工)において、溶接作業者の実務経験が確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書 3-1-12-3 極製作工 第1項第3号】

工場溶接に従事する溶接作業者は、6か月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2か月以上その工場において、溶接工事に従事したものでなければならない。

下請人通知書、施工体制台帳・施工体系図

現場塗装工において、塗装作業者の実務経験が確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書 7-16-25-1 一般事項 第2項】

受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

下請人通知書、施工体制台帳・施工体系図

推進工等において、推進機の運転操作に従事する技能者（オペレーター）の実務経験が確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書8-1-4-3 小口径推進工 第14項】

受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を配置しなければならない。

【共通仕様書8-1-5-3 推進工 第22項】

受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を配置しなければならない。

工事記録

設計図書の照査を実施していない。又は、照査結果が確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書第1-1-1-3 設計図書の照査等 第2項】

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

工事記録

電子納品対象項目について、協議していない。チェックシート等の内容に不備がある。

根拠・事例等

【共通仕様書1-1-1-10 工事着手 第3項】

受注者は、工事完成図書を電子納品する場合、工事着手前に協議チェックシート等により納品対象項目について監督員と協議しなければならない。

工事記録

情報共有システム(ASP)で対象とする工事帳票について協議していない。又は、電子納品対象項目と整合していない。

根拠・事例等

【情報共有システム実施要領第4条 対象とする工事帳票】

情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙・情報共有システム実施対象書類一覧表を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(例：電子納品チェックシートの備考欄に「ASP」と記入する。)

工事記録

地下埋設物等の調査結果を監督員へ報告していない。

根拠・事例等

【共通仕様書1-1-1-33 工事中の安全確保 第19項】

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

工事記録

架空線等の調査結果を監督員へ報告していない。又は、調査範囲が不十分である。

根拠・事例等

【共通仕様書1-1-1-33 工事中の安全確保 第22項】

受注者は、工事現場、土取場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の調査結果（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、障物件の有無にかかわらず、監督員へ報告しなければならない。

（例：施工ヤードや建設発生土の受入地上空の調査を実施していない。）¹⁵

施工計画書（指定機械、主要機械）

指定機械と主要機械の区別が誤っている。いざれかの記載しかない。又は、区別していない。

根拠・事例等

【共通仕様書1-1-1-6 施工計画書 第1項】

指定機械は、1-1-1-37第4項及び第6項に該当する機械。主要機械は、指定機械以外の主要なもの。

※排出ガス対策型については、対象となる機種とディーゼルエンジンの出力が定められている。

(例：「使用機械」として一括で記載し、区別していない。対象外の機種を指定機械に分類している。)

施工計画書（施工方法）

1回(1日)のコンクリート打設高さが記載されていない。

根拠・事例等

【共通仕様書1-3-5-4 打設 第3項】

受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。

施工計画書（施工方法）

型枠・支保の取外しの時期及び順序が記載されていない。又は、実際の施工と異なる内容が記載されている。

根拠・事例等

【共通仕様書1-3-7-4 取外し 第1項】

受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受け荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。

*「コンクリート標準示方書・施工編」において、部材面の種類ごとに取外しに必要な圧縮強度の参考値が示されている。

施工計画書（施工管理計画）

出来形管理基準又は品質管理基準の管理項目に不足がある。類似の工種・名称等の管理項目と混同している。又は、管理基準が古い。

※特に、平成31年度版の実務要覧から品質管理項目として、「プレキャストコンクリート(JIS1類・2類、その他)」が新設されているので、注意すること。

施工計画書（施工管理計画）

【土木工事施工管理基準 5(2)出来形管理、(3)品質管理】

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。また、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

★出来形管理項目が記載されていない事例 碎石基礎工、路床盛土工、路体盛土工、伸縮装置工、側溝工（暗渠工）、法面整形工、車止め設置工、各種舗装工（樹脂モルタル舗装工・平板ブロック舗装工・透水性舗装工）、下層路盤工、コンクリートブロック工、断面修復工、衝撃式推進工

★品質管理項目が記載されていない事例 プレキャストコンクリート製品、地被類（天然芝）、アスファルト舗装（舗設現場）の外観検査（混合物）、歩道舗装の現場密度測定、路床盛土工、路体盛土工、路面切削工、袋詰玉工（根固め用袋材）、下層路盤工のフルーフローリング、土の締固め試験、碎石舗装工

★類似工種等と混同している事例 「河川土工と道路土工」「セメントコンクリートプレキャストコンクリート製品」「アスファルト舗装工（表層）透水性舗装工又は基層工」「コンクリート舗装版工とセメント安定処理工」「断面修復工と防食被覆工」

★管理基準の改定が反映されていない（古い）事例 「法面工の出来形管理（測定基準）」

施工計画書（緊急時の体制及び対応）

緊急連絡表に下請負人等、当該現場で必要な連絡先が記載されていない。又は、下請負人が追加された場合に変更されていない。

根拠・事例等

【共通仕様書1-1-33 工事中の安全確保 第14項】

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
(例：緊急連絡表には下請負人も記載する。バス路線や通学路がある場合、又は指定管理者制度の場合は、バス会社や学校、指定管理者等も記載する。また、施工箇所が点在する場合は、それぞれの箇所における関係機関等を記載する。なお、「現場組織図」と混同している事例も見られる。)

施工計画書（建設副産物）

再生資源利用計画書（実施書）や再生資源利用促進計画書（実施書）を作成していない。又は、登録証明書（COBRISで入力したことの証明）が添付されていない。

根拠・事例等

【共通仕様書1-1-1-21 建設副産物 第4項、第5項】

受注者は、対象となる建設資材等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画及び工事登録証明書を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、建設副産物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画及び工事登録証明書を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

材料承諾書

現場塗装工において、使用する塗料の有効期限が確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書12-9-12 塗料 第6項】

塗料の有効期限は、ジンクリッヂペイントは製造後6か月以内、その他の塗料は製造後12か月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

出来形管理

出来形管理を行っていない工種や測定項目、測定箇所がある。又は、協議結果と異なる方法で管理している項目がある。

根拠

【土木工事施工管理基準 5 管理項目及び方法 (2) 出来形管理】
受注者は、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により
実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成
し管理するものとする。

出来形管理

事例

- 工種の不備

側溝工、暗渠工、集水樹工、コンクリートブロック基礎工、石積工、掘削工、法面整形工、碎石基礎工、車止め設置工、バーテ補修工、ひび割れ注入工、マットレス工、薄層カラーペンアスファルト舗装工、路面切削工

- 測定項目の不備

下層路盤工・軽量盛土工・横断函渠の基準高、碎石基礎工・均しコンクリート工・コンクリートブロック工の厚さ及び延長、現場CBR、橋台駆体工の箱抜き形状、横断防止柵の高さ、路床安定処理工・路面切削工の厚さ、アンカーエンジニアリングの配置誤差、下層路盤工・上層路盤工の幅、表層工の平坦性等

- 規格値・測定基準・測定箇所の不備

路面切削工の各車線中央、側溝工(小規模)の基準高測定箇所(2箇所)、出来形管理した測点が不明等

出来形管理

出来形の測定箇所等が誤っている。

根拠・事例等

【出来形管理基準3-1-3-29 側溝工など】

側溝等の排水構造物の基準高は敷高管理。天端高で管理せざるを得ない場合は、監督員と協議の上、施工計画書に明記すること。

【出来形管理基準3-1-6-15 路面切削工など】

路面切削工及びオーバーレイ工の厚さは、車道の中心線のみではなく、車道端及びその中心(車道端と車道中心線の間)も測定する。

品質管理

プレキャストコンクリート製品について、外観検査の結果が確認できない。

根拠・事例等

【品質管理基準2~4 プレキャストコンクリート製品(JIS1類・2類、その他)】

製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)を実施し、写真撮影する。
(例: 検査結果として、不合格となつた製品も写真撮影する。)

品質管理

下層路盤工又は道路土工において、プルーフローリングの実施が確認できない。又は、試験結果が確認できない。

根拠・事例等

【品質管理基準7 下層路盤】

下層路盤仕上げ後、全幅、全区間で実施する。

【品質管理基準23 道路土工】

路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。

(例：測点を記した管理用の平面図や一覧表等を用いて、浮き石等の不良個所やたわみ量を記録する。また、不良箇所等の処理方法については、監督員と協議し、処理中・処理後の状況も記録する。)

品質管理

舗装工において、アスファルト混合物の温度管理(プラント出荷時)を記録していることが確認できない。又は、温度管理の目標値の承諾を得ていない。

根拠・事例等

【共通仕様書3-1-6-7 アスファルト舗装工 第5項第9号に基づき、第4項第5号を準用】

受注者は、加熱アスファルト(安定処理)混合物の排出時(出荷時)の温度について監督員の承諾を得なければならぬ。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25°Cの範囲内としなければならない。

写真管理

施工計画書に記載してある施工方法等について、現場と一致していることが確認できない。
ない。

根拠・事例等

【工事成績評定マニュアル
検査項目別運用表 検査員】
工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致
していることが確認できる。
(例:コンクリートの養生方法、ひび割れ注入工等)

写真管理

使用材料について、材料承諾書や工事記録で承諾されている製品であることが確認できない。

根拠・事例等

【写真管理基準 撮影箇所一覧表（全体） 使用材料】

使用材料については、形状寸法、使用数量、保管状況、JISマーク表示、検査実施状況等が確認できるように撮影する。

写真管理

コンクリート型枠について、適切に(供試体の圧縮強度を確認した後に)除外しないな
い。又は、適切に除外したことが確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書1-3-7-4 取外し 第1項、第2項】

受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、施工計画書に記載しなければならない。

受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を除外してはならない。

(例: 材齢強度を確認することなく、数日前に脱型していた。)

写真管理

施工前の清掃状況等が確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書3-1-6-5 舗装準備工 第1項】

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。

【共通仕様書7-2-4-1 舗装工 第4項】

受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
(例:路床面や路盤面のごみ拾い等については、各施工段階において、それぞれの清掃状況を撮影する。)

写真管理

舗装工において、縦継目、横継目及び構造物との接合面に乳剤を塗布していることが確認できない。

根拠・事例等

【共通仕様書3-1-6-7 アスファルト舗装工 第5項第18号に基づき、
第4項第18号を準用】

受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く
塗布しなければならない。

写真管理

材料を適切に保管していいない。又は、保管状況が確認できなない。

根拠・事例等

【共通仕様書2-1-2 工事材料の品質 第5項】

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。

【写真撮影要領「撮影箇所一覧表(全体)」使用材料／保管状況】
材料の保管状況を写真で記録する。

(例：鋼矢板をブルーシート等の養生なしに保管している。)

安全管理

安全教育等の実施状況が資料や写真で確認できない。実施時間が確認できない。時間が短い。出席者名簿がない。資料の配布のみである。

根拠・事例等

【共通仕様書1-1-1-33 工事中の安全確保 第10項、第12項】

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することができる。また、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があつた場合は直ちに提示するものとする。

【撮影箇所一覧表（全体） 安全管理／安全訓練等の実施状況】

実施毎（実施中）に1回撮影し、実施状況資料に添付する。

交通管理

運搬車両(トラック等)等に「県工事使用車両」であるものの表示がされていない。

根拠・事例等

【過積載防止対策実施要領 第2条第4号】

土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、県工事使用車両であるものの表示をするよう指導すること。

